

○大府市個人用次世代自動車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、市内において環境性能に優れた次世代自動車の普及を図り、家庭から排出される温室効果ガス排出量の排出削減に寄与することに加え、災害時の活動継続性の向上を図るため、次世代自動車を新規購入する者に対し予算の範囲内で交付する大府市個人用次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 次世代自動車 別表第1に掲げる車両をいう。
- (2) 新車登録 自家用車として購入した次世代自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第8条の規定による新車登録及び法第60条の規定による自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付を受けることをいう。
- (3) 車両本体価格 付属品、特別仕様、保険、登録等の車両以外に係る費用並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除いた車両の価格（車両の価格に値引きがある場合は、当該値引き後の価格）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住し、非営利かつ自ら使用する目的で次世代自動車を購入した、次の各号のいずれにも該当する個人で、大府市税を滞納していない者とする。

- (1) 車検証に記載されている交付年月日前6月以上引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳（昭和42年法律第81号）により記録されている者であること。
- (2) 次世代自動車の車検証の使用者として記載されている者であること。
- (3) 大府市災害時協力車両登録制度へ登録する者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、購入した次世代自動車の車両本体価格とし、補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費の額が別表第2補助金の額の欄に規定する額未満の場合は、補助の対象としない。

2 申請は、同一年度内において1回限りとする。ただし、同一の車両に係る申請は、年度に関わらず1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、車検証交付日後90日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）以内に、大府市個人用次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した次世代自動車の車検証の写し（電子化された車検証の場合にあっては、使用者の住所及び登録年月日がわかる自動車検査証記録事項の写し）
- (2) 次世代自動車の車両本体価格が確認できるものの写し
- (3) 誓約書（第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは大府市個人用次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに大府市個人用次世代自動車購入費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、市長に大府市個人用次世代自動車購入費補助金交付請求書（第5号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正の行為があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、申請者に対し、速やかに大府市個人用次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（取得財産の処分）

第10条 申請者は、補助金の交付決定に係る次世代自動車（以下「取得財産」という。）に係る新車登録の日から起算して4年以内に当該取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書（第7号様式）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、財産処分承認通知書（第8号様式）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により取得財産を処分した場合、取得財産の処分をしたことに

より生じた利益の額と、取得財産に係る新車登録の日から処分の日における経過年数に応じ、別表第3に定める額との合計額について、交付した補助金額の範囲内でその全部又は一部を市に返還させることができる。

(調査)

第11条 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

2 申請者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条第2項の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

燃料電池自動車	搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、車検証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、車検証において燃料の種類が電気と記載されているものをいう。ただし、超小型電気自動車を除く。
プラグインハイブリッド自動車	外部電源からの充電を可能とした内燃機関及びエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車で、車検証にプラグインハイブリッド自動車である旨が記載されているものをいう。

別表第 2（第 4 条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	1 台につき 5 0 万円
電気自動車	1 台につき 3 0 万円
プラグインハイブリッド自動車	

別表第 3（第 1 0 条関係）

新車登録の日からの経過年数	補助金返還額
1 年未満	補助額全額
1 年以上 2 年未満	補助額に 4 分の 3 を乗じて得た額
2 年以上 3 年未満	補助額に 4 分の 2 を乗じて得た額
3 年以上 4 年未満	補助額に 4 分の 1 を乗じて得た額